

(別紙)

諮問番号：令和5年諮問第1号

答申番号：令和5年答申第1号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当額改定処分（以下「本件処分」という。）に係る障害等級に関して、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の障害の程度は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）別表第3の1級の障害の程度（以下単に「1級」という。）に該当するにもかかわらず、同表の2級の障害の程度（以下単に「2級」という。）と認定されたことに処分庁の判断の誤りがあるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和3年7月20日、審査請求人は、受給中の本件児童に係る特別児童扶養手当に係る障害認定の有期期限を更新するための手続として、処分庁に対し、本件児童が特別児童扶養手当の受給要件を満たす法第2条第1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書として、心疾患に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件心疾患診断書」という。）及び腎疾患に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件腎疾患診断書」という。）を添えて、特別児童扶養手当障害状況届を提出した。
- 2 令和3年9月17日、処分庁は、本件心疾患診断書及び本件腎疾患診断書の記載内容に基づき、法及び令の規定に照らして本件児童の障害の程度を審査の上、2級に該当するものと認定し、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 3 令和3年11月1日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

### 第4 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分の取消しを求めるというものである。

- (1) 子は心疾患及び腎疾患を併発しており、総合的かつ俯瞰的にみて、令別表第3にいう「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状」がある。

さらに、心疾患においては、腎疾患の再燃があった場合に「循環動態が急変する可能性があり」（本件心疾患診断書の「備考」欄）等とされ、免疫抑制剤調整と感染症に極めて留意が必要となり、常時の介護と経過観察を要する状況である。腎疾患においても、「屋外での活動などは著しく制限される」（本件腎疾患診断書の「現症時の日常生活活動能力」欄）、「今後も治療の継続を要し、腎機能の予後は現時点で不明」（同「予後」欄）等とされるとおり、活動が著しく制限され、予後についても見通しが立てられない状況である。

(2) 処分庁が本件処分の審査基準とした認定要領の2の(3)によれば「内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の程度の判定にあたっては、現在の状況、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと」とされているところ、子の心疾患と腎疾患には強い相関関係があることに照らし、(1)による心疾患及び腎疾患の症状、経過、予後等を総合的に勘案すると、本件では「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」に該当するものであり、疾患ごとの判定によってのみ認定を行った本件処分は不当である。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるといふものである。

(1) 心疾患については、本件心疾患診断書の異常検査所見や一般状態区分表等の記載内容を令第1条第3項の規定及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について（昭和50年9月5日児発第576号各都道府県知事宛て厚生省児童家庭局長通知）」別紙特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領（以下「認定要領」という。）別添1特別児童扶養手当障害程度認定基準（以下「障害程度認定基準」という。）第10節第1項及び第2項の基準に当てはめた結果、本件児童の障害の程度は、1級には該当せず、2級に該当するものであると認定した。

(2) 腎疾患については、本件腎疾患診断書の一般状態区分表の記載内容を障害程度認定基準第11節第1項及び第2項の基準に当てはめた結果、本件児童の障害程度は、いずれの級にも該当しないものであると判定した。

(3) 障害が重複する場合の障害程度認定基準の適用については、障害程度認定基準第17節において、2級に該当する程度の機能障害が2以上あるときは1級と認定するとされているところ、腎疾患がいずれの級にも該当しないため、2級に該当する程度の機能障害が2以上あるときに該当しない。

さらに、本件心疾患診断書の一般状態区分表においては、「Ⅳ 身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」に該当するとされており、本件腎疾患診断書においては、臨床所見において異常所見がほとんど見られず、かつ、一般状態区分表において「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動制限を受けるが、歩行、軽い運動や座位はできるもの」に該当するとされていることから、一定程度の活動

能力を有することが認められ、病状の重複により「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる」程度の状態にあったとはいえない。

よって、重複障害については、1級には該当せず、2級に該当するものであると認定したものであり、違法又は不当な点はない。

## 第5 本件に係る法令の規定等

### 1 法令の規定

(1) 法第3条第1項は、特別児童扶養手当について、「障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき」等に支給する旨を規定している。

また、法第2条第1項において「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と、同条第5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と規定している。

(2) 特別児童扶養手当の支給の対象となる障害の状態については、令第1条第3項において「法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。」と規定し、令別表第3において各級の障害の状態を規定している。

### 2 関係通知

(1) 障害の程度の認定については、認定要領の2の(3)において「内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。」とし、同(6)において「各傷病についての障害の認定は、別添1『障害程度認定基準』により行うこと。」としている。

また、障害の状態を審査する医師については、認定要領の3の(2)において「障害児の廃疾の状態は、令別表第3の内容からみて、複雑多岐にわたるものであるので、障害の状態を審査する医師には、少なくとも内科、小児科、整形外科及び精神科の診療を担当する医師を加えること。」としている。

(2) 心疾患の障害の程度については、障害程度認定基準の第10節第1項において、「呼吸困難、心悸亢進、尿量減少、尿量減少、夜間多尿、チアノーゼ浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであつて、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定する。」としている。

具体的には、同第2項の(7)において心疾患の検査での異常検査所見の一部を示すとともに、同(8)に障害の程度の一般状態区分表を定めた上で、同(9)において、「(7)のいずれか2つ以上の異常所見があり、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの、又は乳児で著しい体重増加の障害（標準体重の80%以下のもの）を1級と、(7)のいずれか1つの異常検査所見があり、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するも

のを2級と認定する。」とし、同(10)において、「各疾患によって用いられる検査が異なっており、また、特殊検査も多いため、診断書上に適切に症状をあらわしていると思われる検査成績が記載されているときは、その検査成績も参考とし、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して、総合的に認定する。」としている。

- (3) 腎疾患の障害の程度については、障害程度認定基準の第11節第1項において、「腎疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、人工透析療法の実施状況、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであって、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもを2級に該当するものと認定する。」としている。

具体的には、同第2項の(4)において腎疾患の検査での異常検査所見の一部を示すとともに、同(5)に障害の程度の一般状態区分表を定めた上で、同(6)において、「前記(4)①の検査成績が高度異常を1つ以上示すもので、かつ一般状態区分表のウに該当するもの」、「前記(4)②の検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のウに該当するもの」を1級と、「前記(4)①の検査成績が中等度又は高度の異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するもの」、「前記(4)②の検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のイ又はアに該当するもの」又は「人工透析療法施行中のもの」を2級と認定するとし、同(10)において、「腎疾患は、その原因疾患が多岐にわたり、それによって生じる臨床所見、検査所見も、また様々なので、前記(4)の検査成績によるほか、合併症の有無とその程度、他の一般検査及び特殊検査の検査成績、治療及び病状の経過等も参考として、認定時の具体的な日常生活状況等を把握して総合的に認定する。」としている。

- (4) 障害が重複する場合の障害程度認定基準の適用については、障害程度認定基準の第17節第2項において、「施行令別表第3の2級に該当する程度の機能障害が2以上あるときは、施行令別表第3の1級に該当するものとする。」と、「病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合には、その状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるときは、施行令別表第3の1級に該当するものとする。」としている。
- (5) (1)から(4)までにおける1級の基準としての「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」及び2級の基準としての「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」については、認定要領の2の(3)において、1級にあつては「精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のもをいう」とし、具体的には「家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるもの」と、2級にあつては「他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいう」とし、

具体的には「家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」としている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 審査請求人は、心疾患においては、腎疾患の再燃があった場合に循環動態が急変する可能性があり、免疫抑制剤調整と感染症に留意する必要があると主張する。

しかし、本件児童の心疾患については、本件心疾患診断書の記載内容から、障害程度認定基準の第10節第2項の(7)の異常検査所見において、○、○及び○の三つが該当するものの、同(8)の一般状態区分表においては、「身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」となっており、一般状態区分表のイに該当する。

したがって、免疫抑制剤調整と感染症に極めて留意が必要であることを踏まえても、「長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」とであるとはいえず、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである2級に該当すると認めるのが相当である。

イ 審査請求人は、腎疾患においても、退院後も加療が必要であり、活動が著しく制限され、予後についても見通しが立てられない状況であることから、経過観察及び介護を要している状況であると主張する。

しかし、本件児童の腎疾患については、本件腎疾患診断書において、一般状態区分は「軽度の症状があり、強い運動は制約を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」とされており、障害程度認定基準の第11節第2項の(5)の一般状態区分のアからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、同(4)の検査成績や、今後も治療が必要であること等を踏まえても、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とはいえず、腎疾患の障害の程度は各級のいずれにも該当しないと認めるのが相当である。

ウ 審査請求人は、心疾患と腎疾患には強い相関関係があり、心疾患及び腎疾患の症状、経過、予後等を総合的に勘案すると、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度であると考えられるため、本件処分は不当であると主張する。

しかし、本件児童は、令別表第3の2級に該当する程度の機能障害が心疾患の一つのみであり、また、本件心疾患診断書及び本件腎疾患診断書のいずれの記載内容からも、病状の重複により「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる」程度であるとは認められないため、重複障害の程度は1級に該当しないと認めるのが相当である。

エ なお、以上の認定に当たっては、高度に専門的な知識が必要であるが、処分庁は、認定要領に基づき内科の嘱託医による審査を行っている。

オ 以上から、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和5年1月10日 審査庁が審査会に諮問

令和5年1月13日 第1回調査審議（第1部会）

令和5年2月13日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和5年2月13日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

### 1 本件処分の争点について

本件は、審査請求人が本件児童について提出した特別児童扶養手当障害状況届、本件心疾患診断書及び本件腎疾患診断書の記載内容に基づき、処分庁が法及び令の規定並びに障害程度認定基準に照らして審査を行った結果、本件児童の障害の程度を2級と認定する本件処分がなされたものである。

本件の争点は、審査請求人が主張するように、本件児童の障害の程度が1級に該当するのかどうかには尽きると認められるから、この点について、以下検討する。

### 2 特別児童扶養手当における障害の程度の認定に係る基準等について

(1) 法第2条第5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と、令第1条第3項において「法第2条第5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第3に定めるとおりとする。」と規定され、令別表第3において各障害等級の障害の状態が定められている。

(2) 障害の程度の認定については、認定要領の2の(3)において「内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分

勘案し、総合的に認定を行うこと」とされ、同(6)において「各傷病についての障害の認定は、別添1『障害程度認定基準』により行うこと」とされている。

心疾患、腎疾患及び重複障害に係る障害の程度については、第5の2の(2)から(4)までに記載のとおり、障害程度認定基準において、各級に該当する場合の症状等が具体的に示されている。また、これらを通じた1級の基準としての「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」及び2級の基準としての「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」の内容についても、第5の2の(5)に記載のとおり、認定要領において、具体的に示されている。

- (3) 障害の程度の認定は、認定要領の2の(4)において「特別児童扶養手当認定診断書(中略)によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと」とされており、医師の作成による診断書に記載されている内容を基礎として認定を行うこととされている。

### 3 本件児童の障害の程度の検討

#### (1) 心疾患の障害の程度について

ア 心疾患の障害の程度については、その認定基準が障害程度認定基準の第10節の1に規定されており、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級と、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級と認定することとされており、その具体的な認定基準については、第5の2の(2)及び(5)のとおり示されている。

この障害の程度の認定は、医学的な判断に基づき行う必要があるため、2の(3)のとおり、医師の作成による診断書に記載されている内容を基礎として認定を行うこととされているから、本件の判断においても、処分庁は、本件心疾患診断書の記載内容をこの認定基準に当てはめて障害の程度の認定を行う必要がある。

イ これを本件児童の心疾患についてみるに(腎疾患との重複障害の適用の余地については、後述)、本件心疾患診断書の記載内容によれば、障害程度認定基準の第10節第2項の(7)の異常検査所見における、○、○及び○の三つが該当するものの、同(8)の一般状態区分表の適用についていえば、本件心疾患診断書の記載内容は「身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」というものであり、そうするとこれは、そのまま一般状態区分表のイに該当するものといえるから、本件児童は、2級に該当すると認められる。

ウ このことについて、審査請求人は、本件心疾患診断書による医師の所見を引用し、心疾患においては腎疾患の再燃があった場合に「循環動態が急変する可能性があり」等とされていることを踏まえ、本件児童については、免疫抑制剤調整と感染症に極めて留意が必要となり、常時の介護と経過観察を要する状況であるとその症状について述べる。

しかし、それらの事実を踏まえても、そのことが本件児童に関し本件心疾患診断書において示された「身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助

がいり、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの」(2級該当)とする同医師の所見と矛盾するものではなく、かつ、本件心疾患診断書の当該引用部分の記載をもって、本件児童の症状とは明らかに異なる「家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるもの」(第5の2の(5))である障害の程度を概ね指し示す「長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」(1級該当)に当たるとする所見を同医師が示したものとみる余地はない。

エ よって、本件児童の心疾患について、2級に該当すると認定した処分庁の判定に誤りがあるとは認められない。

## (2) 腎疾患の障害の程度について

ア 腎疾患の障害の程度については、その認定基準が障害程度認定基準の第11節の1に規定されており、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級と、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級と認定することとされており、その具体的な認定基準については、第5の2の(3)及び(5)のとおり示されている。

この障害の程度の認定は、(1)と同様に、医学的な判断に基づき行う必要があるため、2の(3)のとおり、医師の作成による診断書に記載されている内容を基礎として認定を行うこととされているから、本件の判断においても、処分庁は、本件腎疾患診断書の記載内容をこの認定基準に当てはめて障害の程度の認定を行う必要がある。

イ これを本件児童の腎疾患についてみるに(心疾患との重複障害の適用の余地については、後述)、本件腎疾患診断書における「一般状態区分表」欄の記載内容によれば「軽度の症状があり、強い運動は制約を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」というものであり、そうするとこれは、障害程度認定基準の第11節第2項の(5)の一般状態区分のアからウまでのいずれにも該当しないことをいうものであるから、本件児童は、1級にも2級にも該当しないことが認められる。

ウ このことについて、審査請求人は、本件腎疾患診断書による医師の所見を引用し、腎疾患においては、「屋外での活動などは著しく制限される」、「今後も治療の継続を要し、腎機能の予後は現時点で不明」等とされていることを踏まえ、本件児童は、活動が著しく制限され、予後についても見通しが立てられない状況であるとその症状について述べる。

しかし、それらの事実を踏まえても、本件児童について、イのとおり「軽度の症状があり、強い運動は制約を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできる」とされ、また、本件腎疾患診断書の当該引用部分に当たる「屋外での活動などは著しく制限される」とされた記載と同じ欄(同「現症時の日常生活活動能力」欄)には「家庭内での普通の生活には支障はない」ともあることからすれば、第5の2の(5)に示された1級又は2級の基準に照らし、本件児童の腎疾患の障害の程度について、同医師が各級のいずれかに該当するとする所見を示したものとみる余地はない。



エ よって、本件児童の腎疾患について、1級にも2級にも該当しないと認定した処分庁の判定に誤りがあるとは認められない。

(3) 障害が重複する場合の障害の程度について

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合の障害の程度については、その認定基準が障害程度認定基準の第17節の1に規定されており、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級と、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級と認定することとされている。

さらに、その具体的な認定基準については、第5の2の(4)のとおり、1級に該当する場合については、「施行令別表第3の2級に該当する程度の機能障害が2以上あるとき」又は「病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合には、その状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるとき」とされている。

重複障害の認定については、これも(1)と同様に、医学的な判断に基づき行う必要があるため、2の(3)のとおり、医師の作成による診断書に記載されている内容を基礎として認定を行うこととされているから、本件の判断においても、処分庁は、本件心疾患診断書及び本件腎疾患診断書の記載内容をこの認定基準に当てはめて障害の程度の認定を行う必要がある。

イ これを本件児童の症状についてみるに、医師の作成による診断書の記載内容によれば、本件児童の心疾患は(1)のとおり2級に該当し、腎疾患は(2)のとおり1級にも2級にも該当しないことが認められ、かつ、本件心疾患診断書及び本件腎疾患診断書の記載内容からは、他に令別表第3の1級又は2級に該当すると認められる病状又は機能障害も認められないことから、アにおいて述べる「施行令別表第3の2級に該当する程度の機能障害が2以上あるとき」には該当しないことが明らかに認められる。

また、本件心疾患診断書及び本件腎疾患診断書のいずれの記載内容からも、本件児童について、病状の重複により「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる」程度に当たることを示す医師の所見は何ら認められない以上、本件児童が「病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合」に該当するとしても、その状態が、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるとき」にあるとはいえないから、アにおいて述べる「病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合には、その状態が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめるとき」についても、本件児童がこれに該当するとは認められない。

ウ このことについて、審査請求人は、心疾患と腎疾患には強い相関関係があり、心疾患及び腎疾患の症状、経過、予後等を総合的に勘案すると、本件児童の障害の程度は、1級の基準である「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」であると考えられるため、本件処分は不当であると主張する。

しかし、処分庁は、法制度上、審査請求人から提出された医師の作成による診断書の記載内容を本件処分の基礎となる事実として、本件児童の障害等級の認定に係る判断を行うべき必要があるところ、イに述べるとおり、本件心疾患診断書及び本件腎疾患診断書のいずれの記載内容からも、病状の重複により「日常生活

の用を弁ずることを不能ならしめる」1級の程度にあることを認めることができない本件にあつては、重複障害の1級に該当することを認め得る基礎事実は存在しないものというほかはない。

エ よつて、本件児童について、障害が重複する場合の1級に該当しないと認定した処分庁の判定に誤りがあるとは認められない。

(4) なお、以上の障害の程度の認定に当たっては、医学的・専門的な知識が必要であるが、処分庁は、認定要領の3の(2)に従い、内科の嘱託医による審査を適切に行っていることが認められる。

(5) 以上のとおり、処分庁は、本件処分における本件児童の障害の程度の認定について、本件心疾患診断書及び本件腎疾患診断書の記載内容に基づき、法及び令の規定並びに障害程度認定基準に照らして適切に審査を行っていることが認められるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 4 結論

以上の理由から、審査請求人の主張には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

#### 京都府行政不服審査会第1部会

委員(部会長)	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳